

平田村定住促進住宅取得補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、若者の本村への移住及び定住の促進、地域の活性化を図り、もって人口減少対策と地方創生の実現に寄与するため、村内に新築住宅又は中古住宅を取得する者に対し、平田村補助金等の交付等に関する規則（昭和52年平田村規則第14号）に定めるもののほか、平田村定住促進住宅取得補助金の交付に必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 定住 本村の住民として永住の意志をもって居住し、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第6条第1項に規定する本村の住民基本台帳に記録され、かつ、生活の本拠が本村にあることをいう。
- (2) 新築住宅 人の居住の用に供する居室、専用の台所、浴室、トイレ及び玄関を有し、総床面積55m²以上の利用上の独立性を有するもの（併用住宅の場合、延べ床面積の2分の1以上を住宅の用に供し、かつ、住宅の用に供される総床面積が55m²以上のもの）で、建築基準法（昭和25年法律第201号）第7条第5項若しくは同法第7条の2第5項の規定による検査済証の発行日から起算して2年を経過せず、過去に居住の用に供されたことのない住宅をいう。
- (3) 中古住宅 人の居住の用に供する居室、専用の台所、浴室、トイレ及び玄関を有し、総床面積55m²以上の利用上の独立性を有するもの（併用住宅の場合、延べ床面積の2分の1以上を住宅の用に供し、かつ、住宅の用に供される総床面積が55m²以上のもの）で、建築基準法第7条第5項若しくは同法第7条の2第5項の規定による検査済証の発行日から起算して2年を経過した住宅、又は過去に居住の用に供された住宅をいう。
- (4) 取得 自己の居住の用に供するため、不動産登記法（平成16年法律第123号）第3条第1項第1号の所有権保存等の登記をし、その原因日が令和8年4月1日以降であるものをいう。
- (5) 転入者 転入の日から住宅を取得した日までの期間が3年未満の者かつ転入の日前3年において村内に住所を有していなかった者をいう。
- (6) 長期優良住宅 長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成20年法律第87号）に基づき長期優良住宅の認定を受けた住宅をいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付を受けることができる者（以下「補助対象者」という。）は、村内に新築住宅又は中古住宅を取得した者で、次の各号に掲げる要件の全てを満たす者とする。

- (1) 補助対象者又はその配偶者の年齢が、申請日において45歳未満であること。（45歳に達する日以後において最初の3月31日までの間にあるものを含む。）
- (2) 新たに取得した住宅の所有者であること。
- (3) 補助対象者及び同居する世帯員が、対象住宅の所在地に住民登録をしていること。
- (4) 補助対象者及び同居する世帯員に、市町村税等の滞納がないこと。なお、市町村税等とは、市町村民税、固定資産税、軽自動車税、国民健康保険税、その他市町村が賦課する分担金及び負担金とする。
- (5) 補助金交付後、5年以上継続して対象住宅に定住すること。
- (6) 世帯に2人以上の補助対象者がある場合は、補助金の交付を申請することができる者は、そのうち1人とする。
- (7) 同一区画の対象住宅の取得につき1回を限度とする。
- (8) 世帯に平田村暴力団排除条例（平成23年平田村条例第21号）第2条第2号に規定する暴力団員がいないこと。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、補助対象者とししないものとする。

- (1) 所有する住宅が公共事業のため収用され、当該収用に伴う対象住宅の取得の場合
- (2) 過去にこの要綱により定住補助金の交付を受けた者
(補助金の交付額)

第4条 補助金の交付額は、住宅建築や購入に要した経費に2分の1を乗じて得た額と、次の各号に掲げる額の合計額を比較していずれか低い額とする。

- (1) 基本額 新築住宅取得の場合は30万円、中古住宅取得の場合は15万円とする。
- (2) 転入者加算 補助対象者が第2条第5号に規定する転入者である場合、40万円を加算する。
- (3) 子育て加算 補助対象者が対象住宅に入居した日において、補助対象者と同居する15歳未満の子（出生から満15歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子を含む。）がある場合に、1人当たり10万円を加算する。
- (4) 地域活性化加算 村内の建築事業者の請負により施工した住宅である場合、30万円を加算する。

(5) 長期優良住宅加算 取得した住宅が長期優良住宅の場合、20万円を加算する。

2 前項に規定する補助金のほか、県外からの転入者にあつては、来てふくしま住宅取得支援事業実施要綱(平成29年8月21日付け29建第1058号福島県土木部長通知)に該当する場合については、当該補助金交付要綱に基づき算定された額を加算する。ただし、県の予算の範囲内で交付される額を限度とする。

3 補助金総額の算定に当たっては、1,000円未満の端数は切り捨てるものとする。

(補助金の交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、対象住宅に入居してから6か月以内に、平田村定住促進住宅取得補助金交付申請書兼実績報告書(様式第1号。以下「交付申請書等」という。)に次に掲げる書類を添えて、村長に提出するものとする。

(1) 世帯全員の住民票の写し(住民票謄本)

(2) 転入者加算の場合、転入を確認できる書類(戸籍の附票、又は前住所地の住民票除票)

(3) 誓約書(様式第2号)

(4) 世帯全員分の市町村税等納税証明書(納付すべき税がない場合には非課税証明書)

(5) 対象住宅の登記事項証明書

(6) 対象住宅の請負契約書又は売買契約書の写し

(7) 対象住宅の図面及び竣工写真

(8) 対象住宅の検査済証(必要な場合、新築住宅の場合)

(9) 長期優良住宅加算の場合、長期優良住宅の普及の促進に関する法律第7条の規定による長期優良住宅建築等計画の認定通知書の写し

(10) その他村長が特に必要と認める書類

(補助金の交付決定等)

第6条 村長は、前条の規定による補助金の交付申請を受けたときは、当該申請の内容を審査及び調査し、補助金交付の適否を判断し、平田村定住促進住宅取得補助金交付決定(却下)通知書兼交付額確定通知書(様式第3号)により申請者に通知するものとする。

(補助金の交付請求)

第7条 前条の規定による交付決定の通知を受けた者(以下「交付対象者」という。)は、速やかに平田村定住促進住宅取得補助金交付請求書(様式第4号)を村長に提出するものとする。

(交付決定の取消し及び補助金の返還)

第8条 村長は、交付対象者が次の各号のいずれかに該当する場合は、補助金の交付決定を取り消すものとする。

- (1) 対象住宅に入居した日から5年以内において、居住の本拠を他の市区町村等に移すことになったとき、又は当該対象住宅を他人に譲渡したとき。
- (2) 偽りやその他不正の手段により補助金の交付決定を取り消すべき事由があったと認めたととき。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、村長が補助金の交付決定を取り消すべき事由があると認めたととき。

2 村長は、前項の規定により補助金の交付決定を取り消した場合には、速やかに平田村定住促進住宅取得補助金交付決定取消通知書（様式第5号）により交付対象者に通知するものとする。

3 第1項の規定により補助金の交付の決定を取り消された交付対象者が既に補助金の交付を受けているときは、村長の請求に応じ、交付を受けた補助金を返還しなければならない。

（報告及び調査）

第9条 村長は、必要があると認めるときは、交付対象者から報告又は書類の提出を求め、担当職員に調査を行わせることができる。

（その他）

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、村長が別に定める。

附 則

（施行期日）

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

（この要綱の失効）

この要綱は、令和12年3月31日限り、その効力を失う。